

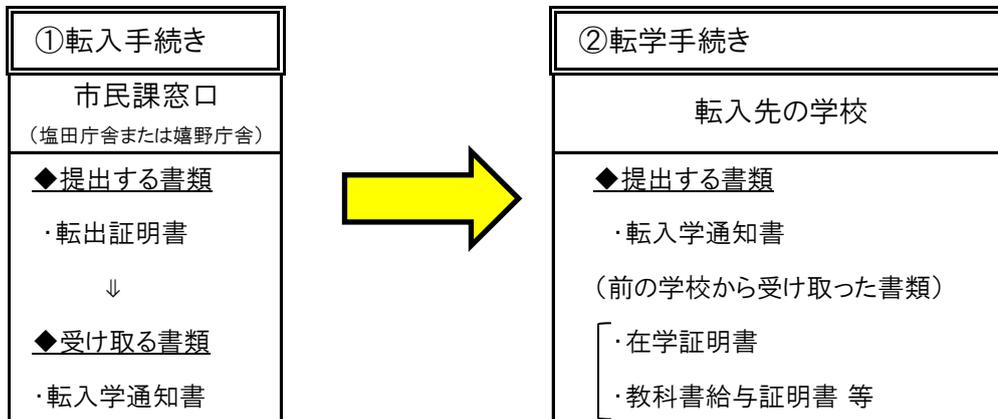
嬉野市立小中学校の転校手続きについて

小・中学生の就学する学校は、居住地により指定されています。

転入、転出、転居で学校区が変更になる場合は、転校の手続きが必要です。

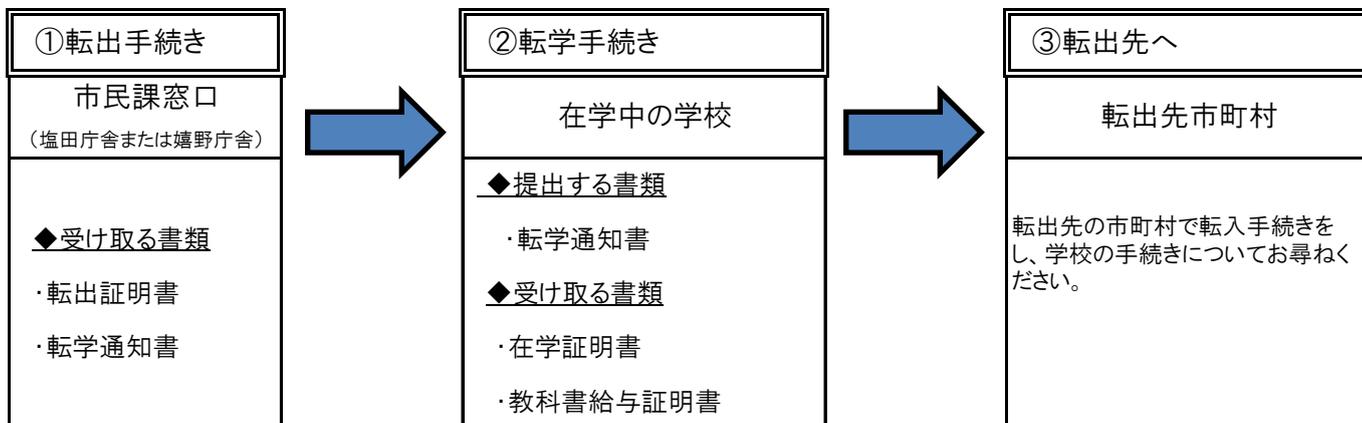
なお、転校の手続きの際は、あらかじめ学校へ連絡をしていただきますようお願いします。

嬉野市外からの転入

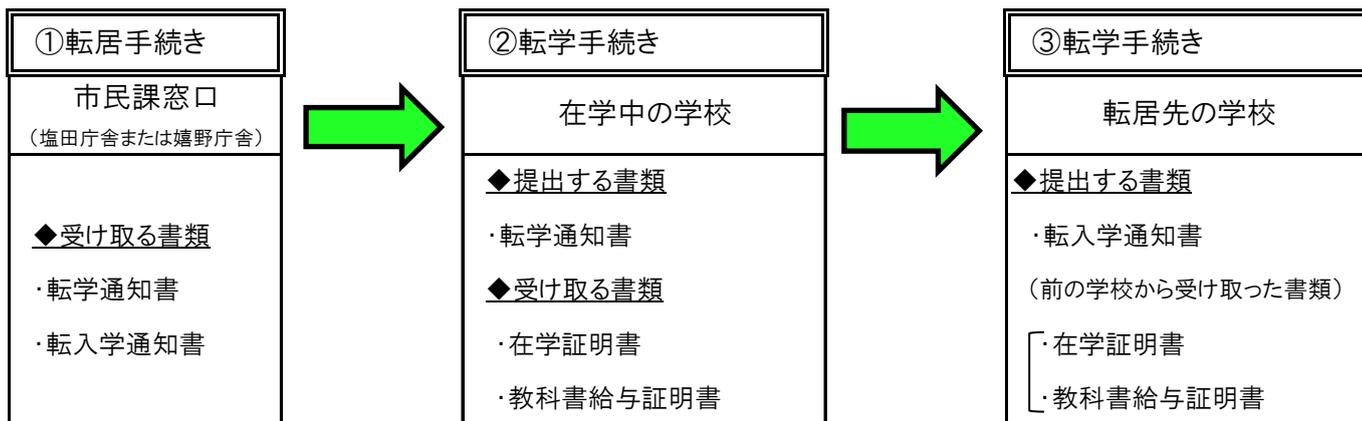


※国立・県立・私立の小中学校へ在学されている方は、転入手続き後、『在学(籍)証明書』等を嬉野市教育委員会へ提出してください。

嬉野市外への転出



嬉野市内での住所変更(転校)の場合



※校区内の転居で学校が変わらないときは、市民課への転居届出のみで、学校への書類の提出は必要ありませんが、新しい居住地(住所)を学校に連絡してください。

【問い合わせ先】
嬉野市教育委員会 学校教育課
☎0954-66-9128